

第 11 号議案

豊後大野市消防団条例の一部改正について

豊後大野市消防団条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 5 年 2 月 20 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

消防団員の処遇を改善するため、費用弁償の額の増額等をしたいので、この案を提出するものである。

豊後大野市消防団条例の一部を改正する条例

豊後大野市消防団条例（平成 17 年豊後大野市条例第 246 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第 7 条第 2 項第 1 号中「、第 2 号及び第 4 号」を「又は第 3 号」に改める。

第 15 条第 1 項中「別表」を「別表第 1」に改め、同条第 2 項中「の規定に準じ支給する」を「の例による」に改める。

第 16 条第 2 項から第 4 項までを次のように改める。

- 2 団員が水火災その他の災害、警戒、捜索、訓練等の職務に従事するため出動したときは、費用弁償を支給する。
- 3 費用弁償の額は、別表第 2 の左欄に掲げる職務に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。
- 4 旅費の額並びに旅費及び費用弁償の支給方法は、報酬及び費用弁償条例の例による。

別表を別表第 1 とし、同表の次に次の 1 表を加える。

別表第 2（第 16 条関係）

職務	費用弁償の額
緊急出動（水火災等をいう。以下同じ。） 又は特別出動（警戒、捜索等をいう。以下同じ。）し、それらの職務に従事した場合	職務に従事した時間が 4 時間以上の場合 は 8,000 円とし、4 時間未満の場合は 4,000 円とする。
緊急出動又は特別出動したが、それらの 職務に従事しなかった場合	1 回当たり 2,500 円
訓練出動（訓練等の場合）	1 回当たり 2,000 円
消防学校に入校した場合	1 日当たり 5,000 円
市長の招集する会議に出席した場合	1 回当たり 2,000 円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後の出動等に係る費用弁償から適用し、同日前の出動等に係る費用弁償については、なお従前の例による。